

不足払い法制下における 生乳共販事業の展開と需給調整に関する研究

学位論文内容の要旨

わが国における生乳取引は、不足払い法の規定するところにより指定団体と乳業者との間で排他的に行われている。このような状況のもとで、指定団体は生乳の需給調整問題に不可避免的に巻き込まれてきたが、2000年前後に顕在化した需給不均衡は、従来のような一過性の要因によってではなく、長期的な生乳需要構造の変化によって惹き起こされているところに問題の深刻さがある。

指定団体が生乳の供給過剰問題に対処する方法としては基本的には2つある。ひとつは供給価格の引き下げにより新たな需要を喚起する方法であり、いまひとつは生産調整により供給量そのものを抑制する方法である。これまでたいていの場合、わが国では後者の方法が選択され、生乳価格は比較的高水準に維持されてきた。しかし、生産活動の自由度を狭めるこのような対応のあり方は、指定団体による生乳共販事業を通じて生産者の組織化と所得安定を助長するという加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下、「不足払い法」という）の目的に矛盾するものであった。このように重大な問題が内在する指定団体制度のもとで、生乳共販事業をいかなる形態で発展させることが可能なのだろうか。

本論文は、こうした問題意識をもって、不足払い法制下における生乳共販事業の展開過程を考察し、近年における生乳需要構造の変化と酪農制度改革の帰趨を念頭におきながら、その展開方向を検討することを目的としている。先行研究と異なる本研究の特色は以下の2点である。第一に、生乳需給構造の変化に対して共販組織が果たした役割を地域別・時代別に明らかにし、とくにこれらが発揮した需給調整機能について機能・組織両面から考察する。第二に、生乳流通の広域化とその過程で進行した広域需給調整の実態について、既存統計資料にくわえ、新たに収集した独自の資料をもとに分析し、その分析結果を踏まえて、今後の生乳共販事業のあり方について検討する。

本論文は7章構成であり、第1章では問題の所在を明らかにした上で、既存研究の動向を整理し、課題を設定した。

第2章では、生産者団体が主体的に取り組んできた生乳計画生産を対象として、その導入の契機となった需給調整問題の諸相を分析すると共に、生乳生産枠の流動化を中心に、生乳計画生産の展開過程で生じた共販事業をめぐる諸問題について考察した。その結果、わが国の生乳計画生産は、その供給抑制効果の有効性とは裏腹に、生産者の協調意識を脆弱化することが明らかとなった。

第3章では、北海道を事例として、加工原料乳地帯の指定団体が取り組む生乳流通の広域化と生乳用途の多様化による需給調整の成果と課題について考察した。ホクレンによる

生乳広域流通や乳製品の液状化を通じた生乳需要の拡大は、乳製品の輸入自由化や酪農制度改革の影響を先取りした北海道酪農の自衛策であり、生乳生産者の所得の安定に大きく貢献してきたと評価できる。さらに、北海道が全国の中で分担する広域的な需給調整は、将来予測される生乳需給構造の変化のなかで、酪農が持続的に発展するための一方策であると言える。

第4章では、岩手県における県経済連と全国連の補完関係に注目して、指定団体が生乳販売地域の拡大と地元乳業への優先配乳を両立させ、それを通じて発揮している需給調整機能の意義について考察した。岩手県の指定団体は、全国的な生乳需給構造の変化を視野に入れ、広域流通体制を構築した全農と生乳処理施設を保有する全酪連と連携することによって需給調整機能を発揮している。また、全国連の余剰乳の処理能力を活用して、地域の生乳生産基盤と密着した地元乳業への配乳を優先してきた。こうした指定団体の選択は、今後の生乳共販事業の展開に重要な示唆を与えるものである。

第5章では、大分県の九州乳業を事例として、生乳共販組織が需給調整のために生乳の処理・加工事業を展開する意義と成果について考察した。大分県の生乳生産者は、乳業プラント事業を通じて、生乳の流通過程で付加される価値のより多くの部分を獲得してきた。指定団体である大分県酪農協は生乳流通を完全に掌握し、共販事業と乳業プラント事業との相乗効果によって、効率的に需給調整機能を発揮してきたからである。それを可能としたのは、全国に先駆けて形成された1県1酪農協の存在であった。

第6章では、近年の酪農制度改革と広域指定団体制度の現状を分析し、急速に進展する生乳共販体制の再編と需給調整の関係について考察した。不足払い法の支えのもとで発足から40年余りが経過した指定団体制度は、組織・機能両面において、改革を余儀なくされる状態であった。その改善策が広域統合であり、それによって効率的な組織運営と機能の強化が期待されている。しかし、現在の9指定団体制は、全国を事業領域とする生乳共販組織を形成するための一通過点であると言える。

最終章である第7章では、以上の分析を総括し、考察を行った。

生乳共販事業の展開方向を検討する際の枠組は、各地域の生乳生産の継続を可能とし、それら生乳生産に密着した中小乳業の存続や飲用乳供給の安定化など地域社会の要請に対応することができる柔軟性を保持し、かつこれらを通じて生乳需給の均衡が実現されるものでなければならない。従来の生乳共販事業では、飲用原料乳市場で余剰乳を出さないようにするため、生乳供給を抑制することが優先されてきた。しかし、生乳需給の不均衡を緩和するために導入された生乳計画生産のもとで、多くの酪農経営が消滅していった。さらに、生乳用途の過半を占める飲用乳の消費は、季節や天候の変化という、避けることのできない要因で変動する特性をもつことから、供給抑制的な生産調整に固執するかぎり、弾力的な需給調整と需要の拡大は困難であり、ひいては地域間の競争や生乳市場の混乱は避けられない。とくに、生乳需給が緩和基調で推移する状況のもとでは、乳業者は乳製品の在庫が経営を圧迫するため、飲用原料乳市場で発生する余剰乳の受け入れに消極的となり、限られた一部の地域の生乳生産者が需給調整の経済的負担を強いられることになる。

したがって、生乳共販事業の展開方向としては、現存する地域共販組織の連携によって、生乳の流通、加工、販売の諸段階を統括する生乳共販事業の優位性を保有し、広域需給調整機能を発揮できる、全国を事業領域とする生乳共販組織の形成が求められる。

学位論文審査の要旨

主査	教授	三島徳三
副査	教授	黒河功
副査	教授	坂下明彦
副査	助教授	飯澤理一郎

学位論文題名

不足払い法制下における

生乳共販事業の展開と需給調整に関する研究

本論文は、図 30、表 39 を含む総頁数 111 頁の和文論文であり、他に参考論文 3 編が添えられている。

わが国における生乳取引は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(1965 年制定、以下、不足払い法と呼ぶ)の規定するところにより、生乳共販事業者であり補給金交付の窓口でもある指定団体と生乳のユーザーである乳業者との間で排他的に行われている。同時に指定団体は、生乳過剰に対応した供給抑制、用途調整、広域流通調整など生乳需給調整に主体的に係わってきた。だが、こうした不足払い法に支えられた生乳共販事業と需給調整対策は、WTO 協定と市場原理導入を背景とした酪農制度改革の中で、いやおうなく再編成が迫られている。本論文は、こうした問題意識をもって、不足払い法制下における生乳共販事業の展開過程を考察し、近年における生乳需要構造の変化と酪農制度改革の進展を踏まえながら、生乳共販事業と需給調整対策の展開方向を検討することを目的としている。

本論文は 7 章構成であり、第 1 章では問題の所在を明らかにした上で、既存研究動向を整理し、研究の課題を設定している。

第 2 章では、生乳計画生産の導入の契機となった需給調整問題の諸相を分析すると共に、生乳生産枠の流動化を中心に、生乳計画生産の展開過程で生起した共販事業をめぐる諸問題について考察した。その結果、わが国の生乳計画生産は、その供給抑制効果の有効性とは裏腹に、生産者の協調意識を脆弱化させていることが明らかになった。

第 3 章では、全国が生乳生産のほぼ半分のシェアを占める北海道を事例として、加工原料乳地帯の指定団体が取り組む生乳流通の広域化と生乳用途の多様化による需給調整の成果と課題について考察した。その結果、ホクレンによる生乳広域流通や乳製品の液状化を通じた生乳需要の拡大は、乳製品の輸入自由化や酪農制度改革の影響を先取りした北海道酪農の自衛策であり、生乳生産者の所得の安定に大きく貢献してきた。さらに、北海道が全国の中で分担している広域的需給調整は、将来予測される生乳需給構造の変化の中で、酪農が持続的に発展するための一方策であると結論した。

第4章では、東北一の生乳産地である岩手県を事例に考察を行い、以下のような分析結果を得た。指定団体である岩手県経済連は、地元乳業への生乳の優先配分を行いつつ、同時に首都圏を含む広域流通に対応することによって、円滑な需給調整を行っている。これを可能にしているのは全国連である全国農業協同組合連合会（全農）と全国酪農業協同組合連合会（全酪連）との連携であり、とくに全酪連の生乳処理施設との結び付きは余剰乳処理において大きな役割を果たしている。

第5章では、農協系プラントとしては九州最大の九州乳業（株）を事例に、生乳共販組織が需給調整のために生乳の処理・加工事業を展開する意義と成果について考察した。その結果、大分県の生乳生産者は、大分県酪農協の協同会社である九州乳業の乳業プラント事業を通じて、生乳の流通過程で付加される価値の一部分を得てきたこと、および指定団体でもある大分県酪農協は生乳流通を完全に掌握し、生乳共販事業と乳業プラント事業との相乗効果によって、効率的に需給調整を遂行してきたことを明らかにした。

第6章では、近年の酪農制度改革と広域指定団体制度の現状を分析し、生乳共販体制の再編と需給調整の関係について、今後の組織的課題を含めて考察を行った。発足後40年余りが経過した1県1の指定団体制度は、生乳生産の地域的変化によって、制度と実態との乖離が進行している。これに対して近年、指定団体の地域統合によって9団体に再編され、効率的な組織運営と機能の強化が進められてきたが、再編後においてもさまざまな問題が存在していることを明らかにした。また、この章では指定団体による生乳受託販売事業における、全国連再委託の実態を分析し、その効果を明らかにした。

終章である第7章では、供給抑制的なこれまでの需給調整の問題点を指摘したうえで、今後の生乳共販事業の展開方向として、現存する地域共販組織の連携によって、生乳の流通、加工、販売の諸段階を統括する生乳共販事業の優位性を保持しつつ、広域需給調整機能を発揮できる、全国を事業領域とする生乳共販組織の形成が求められると結論した。

以上のように本論文は、代表的な酪農地帯の生乳共販事業を対象にその展開過程を明らかにしつつ、とくに生乳の広域流通が進行している中での共販組織の役割と機能について、独自の調査結果をもとに詳細な分析を行っている。また、不足払い法制下の生乳需給調整対策の評価を行い、すすんで今後における生乳共販事業と需給調整の展開のための組織的課題を提起している。これらの分析結果は近年の酪農市場と生乳共販事業の研究に多くの新知見を与えると共に、業界の発展方向を示唆した実践的にも有用な研究である。よって審査員一同は、並木健二が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。